NO. 4
1974

緑業月報

発行所
社団法人 日本造園建設業協会
〒102
東京都千代田区平河町 2−16−14
電話　03−263−3039
定価 1 部　100円

都市の緑化問題

都市の緑化が単に修景、美化の観点から論じられる時代はすぎたようである。従来行われてきた緑化論は、いわば都市の庭園学であった。従って緑化は、ビルの玄関に美しい前庭をつくるように、居ながらにして自然美を享有しうるように緑化をとり入れようというものであった。

緑化が都市美・環境美の技法にとどまり、都市自体の生活環境の整備の必要性が強調されなかったのは、従来の緑化論の弱点であるといえる。

戦時中、緑化問題は都市災害、防空対策として重視されたときがあったが、環境悪化が、環境破壊と表現されるほど急激に進行し、公害という言葉で把握される現在、再び緑化問題が検討さるべき必要に迫られている。

緑化の意義は、なによりもその本質的なあり方を中心に考えられなければならない。緑化は美しい都市か否かの問題ではない。都市自体が住民の安全と健康のために当然持たなくてはならない必要不可欠な条件であるといえる。都市は、その人口集中の必然性から常にそれ自体、災害対策を考慮し消防施設などを持つ必要があるように、都市の生活条件として自ら健全な環境をつくることが必要であり、そのために空地の確保と、その緑化を必要とする。このように考えるとき、都市生活においては美観を添えるために必要というような消極的なものでなく、人口集中を支える生活条件として積極的に必要なものであろう。

今や、住民を公災害から守るために、単に発生源の規制というような局部的な対策にとどまらず、公災害を発生させないような都市づくり、都市の再生の方向として緑と自然の生活基盤の回復が住民の生存条件であるとの認識から、都市の緑化を重要な問題としてとりあげなければならないのである。この点、一九七一年一月に東京都の発表した都民を公害から防衛する計画は「都民の生活をとりまく環境自体を、各種の汚染から保護するという見地から、自然環境の保全をとりあげる。これは従来の公害対策が、人体への直接的な影響を断ちきることだけに主眼がおかれてきたのに対し、もっと幅広く自然界のサイクルに変化が生じてそれが最終的に人間の生活環境にはね返ることを防止しようとする」ものであるのは極めて重要な意味を持つものといえる。さらに、自然環境保全計画をとりあげた理由を計画書では「公害から都民を守ると同時に、放置しておけば失われていく自然の緑を保全し、また、市街地のなかに少しでも緑と自然環境を回復しようと考えたからである」と述べており、そのための計画は緑の育成計画と緑の保全計画を軸にしている。

緑の育成計画は緑を回復するために都民の森、公園の造成整備、市街地の緑化、学校などの都有施設の緑化、湾岸道路の緑化―公害防止林帯造成等を緑化対策の柱とする計画で、次の点を重視して策定されている。①都市開放空間として重要な位置を占める河川敷地の緑化を図る。②植樹の可能なすべての道路や川岸を緑化する。③既設公園の樹林の更新と林相の改変、汚染防護の措置を講ずる。④都民の生活環境保全および都市樹木の環境観測体制の一環として指標植物網を配置する。⑤都市緑化対策室を設置して植樹その他の相談・指導・材料の斡旋などを行うことによって住宅、ビル屋上等の緑化を進める。

緑の保全計画は現に残された都市の緑の持つ意義や価値を正しく理解するよう啓蒙すると共に、都市の緑の衰退の原因を追求し、それを規制する計画である。住民の力と手に行政が協力して都市を緑の街にしようというのが、そのねらいであり、とくに住民サイドに立って具体的な計画の策定と実現を図ることは極めて重要であり、高く評価されるのである。

千葉大教授
福富久夫

第一〇回 役員会（理事会）開かる

第十回理事会は、八月二日午后一時より、東京都千代田区平河町の日本海運会館三階会議室に於て開催された。

この日の役員会は正副会長以下支部長、二十四名の理事監事並に来賓として建設省公園緑地課長の出席のもとに開かれた。

会長が議長となり次の議案について審議を行った。

議案第1　役員改選について

西武不動産㈱ 代表者 堤 義明、本州製紙㈱ 代表者 鈴木哲夫、東洋造園土木㈱ 代表者 北村信正の三社が全員異議なく承認、決定された。

議案第2　支部長の承認について

中部・近畿・中国・沖縄の四新支部長がそれぞれ次の通り異議なく承認された。

中部支部長　堀田伍一
近畿支部長　杭本 正
中国支部長　中津正己
沖縄支部長　尚 詮

議案第3　支部拡充について

現在当協会は全国九支部よりなっているが、支部の膨大化に伴い諸般の趣旨の徹底が期しがたくなっている。加うるに各府県に協会が出来つつある趨勢にあるので、支部はその実態の把握が容易で、かつ統一のとれた秩序あるものとするため将来は各府県単位に設置することについて決定を得た。

議案第4　各種委員会の設置について

財務、技術、事業、広報、渉外の各委員会を設置し、今後益々多様化する緑化問題に対処して、事業の推進をはかるための各委員会を設置することの決定をみた。

議案第5　緑化事業推進協議会について

今日迄の諸般の情勢を考慮して三団体の協議会を設置することについては早急に、しかも慎重に推進することとなった。

報告

1　定款の一部改正について

建設省に提出の定款変更申請書は目下検討中である。

2　沖縄海洋博造園工事について

会場分について近く指名されることになっている。残る海浜公園工事としては池、流れ、滝と広場並びに植栽若干がある。

3　造園施工管理技術検定について

建設省は昭和五十年度を目途に、この制度が実現されるよう、来年度予算に於て要求を行い推進することとしている。

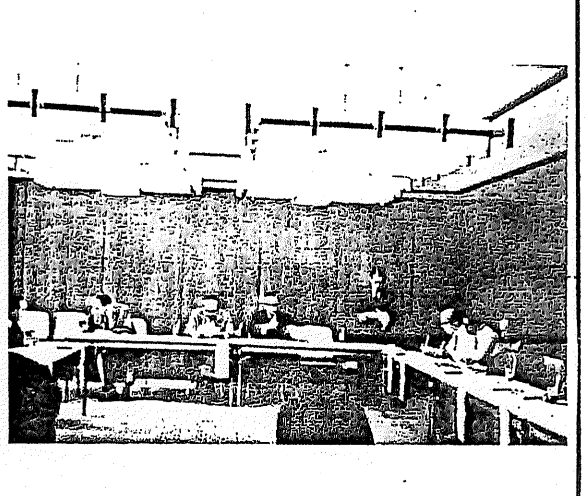
役員会会場

4　歩掛、枯補償等の改善に関する資料提出について

実例を建設省へ提出する必要があるので、該当する資料があれば本部宛至急提出頂きたい。

5　その他

(1)　日本緑化センターの評議員が七月二十六日の理事会に於て決定された。

(2)　七月十日建設事業関係功労者及び優良団体に対し建設大臣表彰が行われ、当協会から木村源次郎氏（前近畿支部長）、多田穣氏（四国支部長）の二氏が個人表彰を受けた。

以上で全議事を終り、議事録署名人に議長より理事蛭田貫二、理事川田利雄両氏を指名し第十回理事会を終了した。

附記

公園緑地課長から、当協会が昭和四十七年七月以降、陳情してきた事項に対する説明が次のようになされた。

1　歩掛について

他の土木建築工事に比して低くはないかと云うことで調査を行った。たしかに工程段階ごとにバラツキが多い。標準歩掛をつくって改善したい。

2　賃金について

造園工事の単価三千九百円と伺ったが、現在この単価はなく、四〜五千円である。

資材労務室では、造園が調査の対象になっていないので、来年度より、造園職種を取り入れて検討する。

3　諸経費について

他の土木建築工事に比し低いのではないかということであるが、土木建築と同一で、まったく差別はない。

4　枯補償について

不合理な設計によるものも含むのでは困るということですが、現場説明があるので請負う段階で指摘してもらいたい。その場で協議が出来るはずであり、不合理なものは請負はないようにして頂きたい。

5　スライド制の適用について

造園建設業も当然この適用を受けているわけだが、資材単価はまちまちである。実際の実態をくわしく知らせてもらいたい。

6　仕上工事について

地こしらえは見込まれているが仕上工事は、重要であるにかゝわらず設計に見込まれていない。事務局を通じて実態を知らせてもらいたい。

7　造園施工管理技術検定について

来年度予算に於て、何とか実施出来るよう予算要求をしている。早急に発足させたい。

昭和49年度

土木施工管理技術検定 実施要領決まる

（再録）

昭和49年度土木施工管理技術検定の実施

昭和49年度の土木施工管理技術検定の実施について、施工技術検定規則（昭和35年建設省令第17号）第３条の規定により、次のとおり公告する。

昭和49年７月10日　建設大臣　亀岡　高夫

1　１級土木施工管理技術検定

(1)　試験実施日　実地試験　昭和49年11月10日（日曜）

(2)　試験実施地　札幌市、仙台市、東京都、新潟市、名古屋市、大阪市、広島市、高松市、福岡市

㈲　試験地は、受験人員等の都合により変更することがある。

(3)　受検申請書受付期間　昭和49年９月２日（月曜）から昭和49年９月21日（土曜）まで。ただし、昭和49年９月21日までの消印があるものに限り受け付ける。

(4)　受検申請書の提出先及び提出方法

イ　提出先　〒100　東京都千代田区霞が関２丁目１番３号　建設大臣官房技術調査室

ロ　提出方法　書留郵便で郵送すること。

(5)　受検案内及び受検申請書用紙の請求先

昭和49年８月25日より下記の場所において配付する。

〒060　札幌市中央区北三条西４丁目　北海道開発庁北海道開発局長官房工事管理課
〒980　仙台市二日町９番15号　建設省東北地方建設局企画部技術管理課
〒951　新潟市白山浦１丁目425番の２　建設省北陸地方建設局企画部技術管理課
〒100　東京都千代田区大手町１丁目３番１号　建設省関東地方建設局企画部技術管理課
〒460　名古屋市中区三の丸２丁目５番１号　建設省中部地方建設局企画部技術管理課
〒540　大阪市東区大手前之町大阪合同庁舎　建設省近畿地方建設局企画部技術管理課
〒730　広島市上八丁堀６番30号　建設省中国地方建設局企画部技術管理課
〒760　高松市福岡町４丁目26番32号　建設省四国地方建設局企画部技術管理課
〒810　福岡市中央区大名２丁目６番20号　建設省九州地方建設局企画部技術管理課
〒900　那覇市前島２丁目21の５　沖縄開発庁沖縄総合事務局開発建設部

(6)　合格者の発表　実地試験に合格した者については、一級技術検定合格者として、昭和50年２月上旬に官報に公告するほか、(5)に掲げる場所に受検番号をもつて掲示するとともに、本人に合格証明書を交付する。

2　２級土木施工管理技術検定

(1)　受検申請書受付期間　昭和49年10月８日（火曜）から昭和49年11月15日（金曜）まで。ただし、昭和49年11月15日までの消印があるものに限り受け付ける。

(2)　受検申請書の提出先及び提出方法　1の(4)に同じ

(3)　受検案内及び受検申請書用紙の請求先　1の(5)に同じ

(4)　検定方法　２級技術検定試験全部免除有資格者が申請した受検申請書類について検定をする。

(5)　合格者の発表　検定合格者については、昭和50年１月下旬に官報で公告するほか、本人に合格証明書を交付する。

3　試験実施の詳細等

(1)　詳細については、受検案内を参照のこと。

(2)　不明な点の問合せは、受検案内及び受検申請書用紙の請求先に行うこと。

なお、受検案内及び受検申請書を郵便で請求する場合は、封筒の表に「○級受検案内・申請書請求」と朱書し、あて先を明記した返信用封筒（Ｂ５版）に必ず55円切手をはり、同封すること。

沖縄国際海洋博覧会会場の造園工事現況

沖縄はスモッグもなく、空も海も紺青に澄み渡って真夏の太陽が遍照し、処々に白い雲の峰が湧き立ち、連日三十五度近い暑さです。名物の台風は七月初旬、大型の第八号が近くを掠めすぎましたが現場は大した被害もなくて済みました。

さて各種の造園工事の状況でありますが、昨秋来の石油危機、諸物価の急騰や、博覧会そのものゝ中止や、延期問題等諸般の事情により発注が出遅れた感じでもありますが主なるものについては契約を完了し各施工業者の方も工期内完了を目ざして鋭意努力しつゝあります。

復帰まもない現地の事情もあり、現在までには造園工事らしい工事は行われていなかったとも云えます。それ以前には僅かに米軍施設附近の草木の植栽、芝張、手入れ程度で、その後、豊見城遊園地の造成、海中公園陸部の造園、四十八年若夏国体の関連工事等が造園工事と云えるものと思われます。従って現地に於ける需要も大規模のものは少なかったために造園樹木として準備育成されたものも少く、相当量山採りに依存しなければならない実状にあり、最近になって台湾からヤシ類の輸入が増加しているようであるが現地の経験も浅く、従ってこれから事業を行っていただく皆様方には一方ならない御苦労をおかけ致すことゝ思われ、一層の御協力を願ってやみません。

今日までに施行済の工事は殆んど本格的工事の準備工事と云ってよく建築敷地や道路敷地の障害木の移植とか、園地予定地や保存樹林地の蔓草、雑草刈、除草剤散布等でしたが、ようやく四十九年三月末人工海浜下部造成、四月始め海浜公園の植栽部造成、六月初旬、地被植栽、花壇植栽工事が発注され、目下海浜公園内では水の階段、滝及び流れ池、給排水、照明、電気、建築、休養、管理施設、小園路等、協会の分としては魚、民族歴史、科学技術、船の各クラスター、エキスポ港陸部、南北管理地区、ゲート周辺の植栽工事についてはフクギ、ソテツを極力保存し、それに真紅のハイビスカスの花やブーゲンビレア等の木陰を作り自然のさまざまな植物に囲まれる展示館を配し、そのまゝで亜熱帯分園としてのたゞずまいを配慮しつゝ鋭意積算作業中でありますので近日中に発注可能の現状にあります。

既に施行済、或は発注済の関係ある工事は次表の通りです。

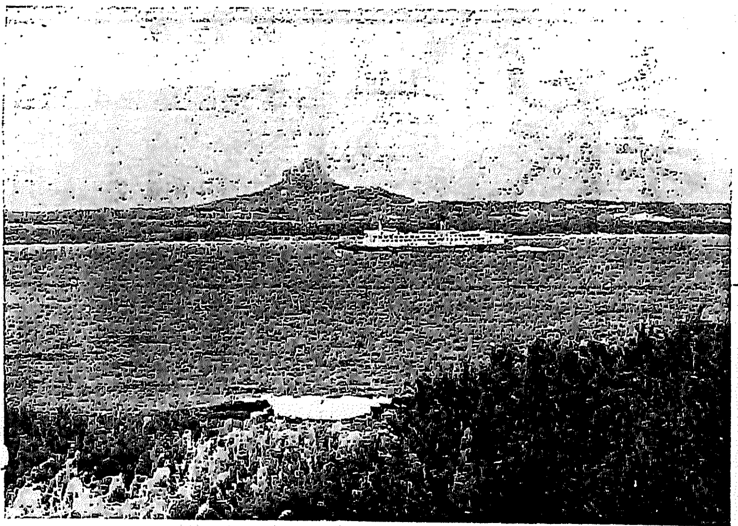
海浜公園予定地より伊江島を望む

政府出展海浜公園分（公園特別会計分）

工事名	工事内容	契約金額	契約年月日	工期		請負業者	備考
				着手	完成		
海浜公園内の一部除草剤散布その他工事	すすき、ちがや除去四三、五〇〇平米 その他雑草類　一一四、二五〇平米	二、九〇〇	四九、二、二二	四九、三、四	四九、三、三〇	宮城錦水園	指名入札
海浜公園内一部下刈、伐開工事	きんねむ、すすき、さるかけみかん等 一八五、五〇〇平米	七、〇〇〇	四九、二、二八	四九、三、一	四九、三、三〇	〃	随契
人工海浜測量調査	八〇、〇〇〇平米	七、六〇〇	四九、二、二八	四九、三、一	四九、三、三〇	(株)国建設計	〃
海浜公園内一部枯損木伐採工事	まくまおう、りゅうきゅうまつ等 四一本	一〇〇	四九、三、一四	四九、三、一五	四九、三、二五	宮城錦水園	〃
海浜公園内工事用道路工事	延長　一、八七七米 巾員　六米	四六、四八九	四九、三、二〇	四九、三、二一	四九、一〇、二七	(株)大城組	〃
人工海浜下部造成工事	約五〇、〇〇〇平米	五五八、〇〇〇	四九、三、二五	四九、三、二六	五〇、三、三一	日本テトラポット国場組建設企業体	指名入札
海浜公園内植栽工事	ヤシ類　五三〇本　その他 計五九種　二八、〇三五本	一八四、六九九	四九、三、二九	四九、三、三〇	五〇、三、三一	海洋博造園建設第一五共同企業体	〃
海浜公園内砲爆弾調査	約一七〇、〇〇〇平米	一五、〇〇〇	四九、四、一	四九、四、二	四九、六、三〇	日本物理探鉱(株)	随契
海浜公園内保存樹木移植その他工事	そてつ移植　六〇株 下刈　三〇〇平米	三七〇	四九、四、一五	四九、四、一六	四九、五、一五	(資)沖縄緑地建設	〃
海浜公園工事用道路その二工事	延長　二、二六九米 巾員　五米	二八、〇〇〇	四九、五、二〇	四九、五、二一	四九、九、二一	(株)大城組	〃
海浜公園内地被植栽工事	テイフトン他五種 六一、八七四平米	八二、一〇〇	四九、六、一〇	四九、六、一一	五〇、三、三一	海洋博造園建設第一〇共同企業体	指名入札
海浜公園内花壇植栽工事	カンナ他一三種 五、六七八平米	三〇、五〇〇	四九、六、一〇	四九、六、一一	五〇、三、三一	海洋博造園建設第二共同企業体	〃
海浜公園夕陽の広場造成工事	三二、五〇〇平米	二三、〇〇〇	四九、七、一	四九、七、二	四九、八、三一	(株)大城組	〃
計	一三件	九八五、七五八					

クラスター南北管理地区（協会分）

工事名	工事内容	契約金額	契約年月日	工期		請負業者	備考
				着手	完成		
北管理地区内樹木移植工事	がじゅまる大樹　二本	三六〇	四八、一二、一	四八、一二、二	四八、一二、一〇	竹中工務店東京支店	随契
会場内既存木移植及び安全柵工事	そてつ移植　五〇〇本 安全柵高一、二米　延長二七米	八五〇	四八、一二、一九	四八、一二、二〇	四九、一、一八	(資)沖縄緑地建設	指名入札
会場内既存木移植その二工事	そてつ二、五六八本 〃　一九六株　その他	三、八八五	四八、一二、一九	四八、一二、二〇	四九、二、二八	〃	随契
会場内の一部下刈、伐開工事	きんねむ、すすき、さるかけみかん等 八七、〇〇〇平米	二、八〇〇	四九、一、二四	四九、一、二六	四九、二、一五	沖縄園芸(株)	指名入札
南管理地区の一部植栽工事	ワシントンヤシその他七種六四本 ハイビスカス他二種移植既存木手入	一、六八〇	四九、一、二九	四九、二、一	四九、三、一五	(資)沖縄緑地建設	随契
南管理地区の一部整地その他工事	敷地一、七八〇平米、石粉敷均し 三六立米、枯損木伐採二八本	四〇〇	四九、四、一	四九、四、二	四九、四、一五	〃	〃
会場内の一部除草剤散布その他工事	すすき除去　一〇、八五〇平米 その他雑草　五一、二五〇平米	一、一六〇	四九、四、一	四九、四、二	四九、四、二〇	宮城錦水園	〃
診療所周辺植栽その他工事	トックリヤシモドキ他九種一六四本 芝張二四〇平米、そてつ移植五〇〇本	三、〇四五	四九、五、一四	四九、五、一六	四九、七、二〇	(資)沖縄緑地建設	〃
計	八件	一四、一八〇					
合計	二一件	九九九、九三八					

（四九、七、三一現在）

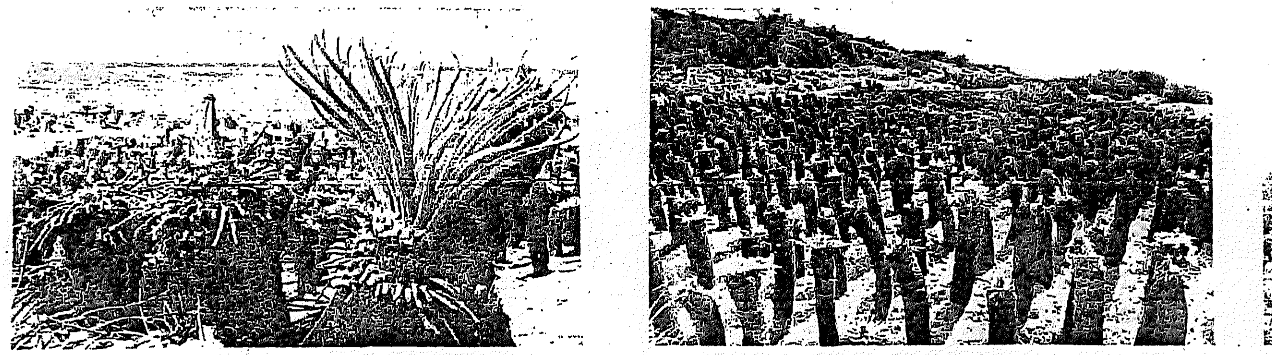
道路及び建築敷地内既存木移植工事で仮植されたソテツ苗圃

工事用道路築造のため焼払われ撤去前のソテツ

西武不動産(株)
岡野関治
171
東京都豊島区南池袋一－一六－一五
電話　〇三－九八四－三三一一

東洋造園土木(株)
北村信正
104
東京都中央区日本橋室町二－八－二
三井ビル六号館
電話　〇三－二四二－一五八七

岩田造園土木(株)
岩田勝之助
116
東京都荒川区荒川三－四六－一二
電話　〇三－八〇二－三八一一

(株)昭和造園
前田宗正
160
東京都新宿区四谷一－一－九
電話　〇三－三五一－七八四三

梼木造園土木(株)
梼木忠夫
221
神奈川県横浜市神奈川区沢渡一－二
高島台第二ビル四階
電話　〇四五－三二一－六六六八

ヨーロッパの緑化事情

―視察団に参加して―

六月中旬にウィーンで開催された国際造園会議に参加し、かつ会議のあとヨーロッパ各国のかけ歩き視察に随行した三週間の浅薄な経験から、今日の動向などを論ずることは無謀に近いことではある。然しながら今回の旅程には（前号紹介）さいわいにしてそのハイライトに、WIG'74（国際会議と同時に開催されていたウィーン国際ガーデンショウ）とか、ベルリンでのGaLaBau'74（造園建設展）等の視察がもりこまれており、最近の情勢を目のあたり体験できたことは大きな収穫であった。

国際会議は、主として緑地政策や造園理論を中心に討議が進められ、緑業界の動向に直接影響のある具体的な発表は少なかったが、総体的には環境保全とこれに対する開発の姿勢が主要な話題であり、特に空気汚染対策などは広域化し国際化した問題になっている様子である。

国際会議会場となった
ウィーン市庁舎

WIG'74

ウィーン市が企画し一九六九年から具体化しつゝあった国際ガーデンショウで本年四月から十月中旬までを会期として、公開されている。従来大公園の少なかった市の南部に約一〇〇haの広大な敷地を収容し、国際コンペによりヘンケ（西独）の設計を採用して整備された。ドイツ系の諸都市ではこのような企画で各地で国際的なジョウを機会に新しい大公園が造成されるケースが多い。このウィーン市でも東部の著名なドナウパルクは一〇年前のWIG'64の遺産である。滞在したホテルが会場の一部であり、容易に出入りすることが出来たので造園デザインの面でも材料施工についても今日のヨーロッパの技術水準を見ることができてきわめて有益であった。敷地は起伏の多い地形で従ってレイアウトも変化があり広大な会場でも全体が有効にデザインされていてあきる所がない。特にユニークなデザインは南部地区会場正門附近の「スパ・ガーデン」一帯である。おおらかな芝のスロープでかこまれたいくつかの噴水池のあつまりで、平面図上では曲線はすべて単純な円の組合せであるが、立体的な起伏と、管理施設の建物と噴水の三者のバランスが仲々みごとな構成であった。中央に各国提供の民俗的庭園群があり、日本からもジエトロによって中根金作氏作品の築山が出品され好評を博していた。

GaLaBau'74

西独の造園建設業者を中心に結成されている連合組合B・G・Lは六月二〇日からベルリンで総会ならびに特別展示会（GaLaBau'74）を開催した。かねてから日本造園建設業協会との連絡によって視察団一行は総会に招待されていたがこれには本間団長はじめ代表数名が出席し、会長ローデに成家会長からの祝辞を手交して日独業界の今後の協力を約した。展示会はベルリン博覧会場で開催され、造園建設用器具、機械、園芸用品、肥料、土壌改良剤、種子、芝等の展示や写真、図面による代表的作品の紹介があり、最近の西独造園界の動向を知ることが出来た。業界としてはニュータウンや再開発に伴う植栽工事、運動場の造成等が主要な工事であるが、特にビル建設や学校等の建設にあたって人工地盤や屋上庭園の植栽がさかんでそのための各種材料が開発されている。

各地の緑化事情見聞

今回の視察にあたって特に注目をひいた二、三の点を列挙する。

・人工地盤における植栽

ビルや学校等の屋上や市街地再開発地区での土地の立体利用として人工地盤での植栽が進められており、給排水構造や地被植物のデザインあるいは通気通風資材、土壌改良剤、軽量花鉢、新しい樹種等の研究開発がさかんである。

・生態的植栽

ニュータウン等における都市的造園の傾向としてアムステルダムのバイルメルメアニュータウン等では棟間の植栽に従来とられたような修景デザインにかえて、高層建築群の特殊気流の緩和、日照、緑のマッスとしての効果等を中心に生態的遷移を期待する植栽方式をとり始めている。

・文化遺産的庭園の管理

各地の著名な庭園の殆んどが、国又は市等の財産で（英国では王室財産のまゝで）文化遺産として観光資源としてのみならず市街地内に残された自然要素としてきわめて高く評価され、完璧に管理されている。

限定された日程なのでなるべく多くの都市を見ようとすれば必然視察内容が浅薄になりがちで今回の旅行では各国の事情をべつ見した程度であるが、わが国の造園界の実情に較べここに述べた二、三の傾向の外には特に活発な活動や新機軸もみつけられないように思われた。

から痛感したことは昔からのことではあるが各国とも実に美しくふんだんに花を使っていることである。特にこれが庭園や公園を創作する時点だけのことに止まらず、日常の維持管理についても周到な配慮が継続的に行われていることであり、家庭や農家の庭先から、街頭に広場に公園にとりどりの花が飾られている。冬季の休眠期に対する反動として市民の強い要望のあらわれであり、これらの管理経費は容易ならない額であろうが公共施設に対する愛情や洗練されたデモクラシイ思想が基盤となってそれを可能にしている。従って造園技術者の植栽に対する研究態度もグランドカバアの使い方や下草の取扱いに対して真摯なものがあり、今後われわれの進路としても大いに学ぶべき点であることを痛感した。

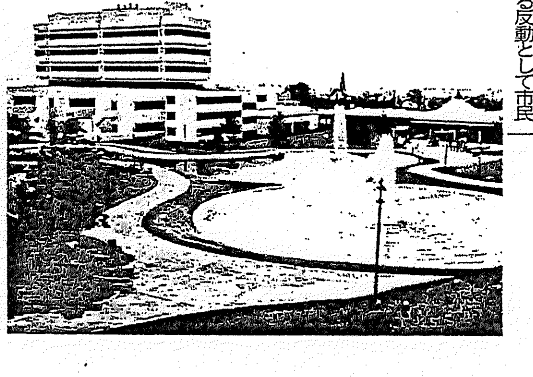
WIG '74 正門附近噴水の庭

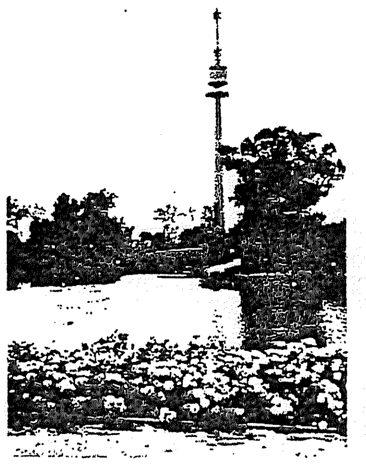
ドナウパルク（1964年WIG会場）

緑業関係三団体

会議開かる

去る八月十六日㈳日本植木協会、㈳日本造園組合連合会、㈳日本造園建設業協会の三団体は隼町会議室に於て、第一回会議を行った。

主なる議題は、全国緑化推進協議会（仮称）の結成、緑業会館（仮称）の建設、造園技能検定の実施等についてである。

九月上旬第二回の会議を開き、具体的に検討することになった。

良い土とは何か？

色黒々とした肥沃な土壌ということばがあります。

物理的・化学的・生物学的に綜合された評価として黒土があります。黒土が何故に植物にとって良いのでしょうか、その第一は物理性であると思います。

団粒化～粒子の連結、水分の保持、養分の吸収と保持、地温の上昇、透水性通気性の点等々で良い状態を保つことが出来るからであると考えます。

この他で重要なことは黒土は固く締らない点であると考えます。

右記の物理性の各項目を持つ土壌であっても、何かの作用で、例えば強圧によって固く締る土壌であれば、先ず根が発育し得なくなるし、水分も滲み込まなくなるし、透水通気性も悪くなってしまいます。

一般の造成地で植物が良く育たない第一の原因はブルトーザーやショベルローダーで土を強圧した為に、土の構造が破壊してしまって、コネ土となり、カチカチに固くなっている例が多いのです。

私の所にこのような土を持って来て、分析を依頼されることがあります。物理分析や化学分析しますと、この土は何等欠点がありませんから、この土は良い土で植物は正常に育つ筈であると返事を出します。ところが実は植物は育たないから土の分析を依頼されたのであります。土そのものに欠点はなくても、その土が置かれている状況が悪いのです。現場では土がカチカチになっているのです。現地調査をせずに、土壌だけ送付された場合にはよくこのような問題が起るので、このごろは良く注意するようにして居ります。

工場や住宅を建築するには、土がソフトでは建物に不都合ですから、土木屋さんは土を固く締めて、建造物を丈夫にしようとしますが、造園家にとっては全く困った事であります。

そこで、私は肥料の説明の折に良く引用される最少養分率を示す桶に、底板を考える可きであると思います。桶の底板に穴が開けば横板はどんなに立派でも水を溜めることは出来ません。そこで何が植物の生育に対して底板の穴になる可能性があるのか？を調べなければならないと思います。

さしづめ、土の硬度は底板の穴になることがおわかり頂けたと思います。不足する栄養は施肥で補うことが出来ますが、土が固く締る性質を防いで呉れるのは腐植であると考え度いと思います。

日本土壌検定株式会社
柳田友邦

地域振興整備公団発足す

―国土庁の事業実施機関―

地域振興整備公団は、工業用配置・産炭地域振興公団を改組し、全公団の業務を受け継ぐとともに、新たに、人口、産業などの地方分散を図るための「受け皿」である地方都市の開発・整備を行なう機関で、さきに発足した国土庁の監督を受ける同庁の事業実施機関でもある。

新公団の業務は①過密地域から移転する工場に対する運転資金の融資や場跡地の買い上げ②工業誘導地域での工場団地の造成・管理・譲渡③産炭地域の振興事業など従来の工業用配置、産炭地域振興公団の事業をそっくり引き継ぐほか、新たになる地方分散の「受け皿」となる地方都市づくりの事業も担当する。

この地方都市整備事業としては国、地方公共団体の要請に基づき宅地造成や道路、公園、下水道など関連公共施設の整備、管理、譲渡、さらには都市計画法に規定する市街地開発事業および流通業務市街地整備法に基づく流通業務団地造成事業など、町づくりに関連した一切の事業を幅広く行うことになっている。

＊＊＊＊＊

なお、地域振興整備公団の本年度予算は、工業用配置関係が七百億円、産炭地域振興関係が二百三十二億円、地方都市開発整備関係が百九十四億円の計一千百二十六億円で、地方都市開発整備業務に計上されていた筑波研究学園都市建設事業分二百五十二億円は住宅公団が消化することになった。

箱根植木㈱
和田貞次
167 東京都杉並区上高井戸三－五－一五
電話 〇三－三〇三－一二二一

㈱大和ガーデン
伊藤代次郎
176 東京都練馬区豊玉上一ノ二一
電話 〇三－九九三－五三二一

杉本造園土木㈱
杉本哲次
156 東京都世田谷区桜 二－九－一八
電話 〇三－四二六－〇六六八

㈲丸山緑地建設
丸山雄二
892 鹿児島市吉野町 八四二一－五
電話 〇九九二－四三－三一三一

王子緑化㈱
田中文雄
104 東京都中央区銀座三－七－一三
王子不動産銀座ビル
電話 〇三－五六三－六三二一

工場緑化

工場立地に関する準則決まる

過密と過疎の同時解決をはかり国土の均衡ある発展と真の国民福祉の向上を実現するためには、今後の工業開発、地域開発は、地域社会に働き甲斐のある職場と安定した所得の機会を与えるとともに、①公害、災害の防止に万全を期し、②工場緑化を積極的に行い地域の環境づくりに貢献すること。

このためには、公害に関する規制の強化、公害防止技術の開発等と並んで、工場立地の段階から、企業自ら周辺の生活環境との調和を保ちうる基盤を整備し、社会的責任としての注意義務を全うするよう誘導、規制することが必要である。

このような観点から、昭和四十八年九月十四日工場立地法が成立し、十月一日に公布され昭和四十九年三月三十一日から施行されている。工場立地法では、工場の敷地利用のあり方の誘導規制策として、「工場立地に関する準則」を公表しているが、この準則の中で、今後の新設工場については敷地面積の25%を環境整備のためのオープンスペースとして確保し、そのうちの20%を緑地とすることが義務づけられている。また、規則第三条で、緑地には次のように植栽の条件が義務づけられている。

(一) 樹木が生育する一〇平米を超える区画された土地であって、次の基準の一に適合するもの及び樹冠の面積の大きさからみてこれと同等であると認められるもの。

イ　一〇平米当り高木（成木に達したときの樹高が四米以上の樹木をいう。以下同じ。）が一本以上あること。

ロ　二〇平米当り高木が一本以上及び低木（高木以外の樹木をいう。以下同じ。）が二〇本以上あること。

(二) 低木又は芝その他の地被植物（除草等の手入れがなされているものに限る。）で表面が被われている一〇平米を超える土地。なお、既存工場においても、今後の増設行為や生産活動に伴なう敷地利用の変更の機会のたびごとに、一定の算定方式に基づいて変更行為に見合う環境整備のためのオープンスペースや緑地を設置することが義務づけられている。

準則に定める対象業種は製造業（加工修理業を含む。）電気供給業、ガス供給業及び熱供給業でその範囲は、原則として日本標準産業分類による農業、商業、鉱業、運輸業、建設業及びサービス業等は対象とはならない。また、製造業には物品の加工修理業を含むこととしているが、物品の加工修理業とは、製造と修理または賃加工と修理をそれぞれあわせて行うものをいい、単に、修理を行う事業、たとえば自動車整備業等は物品の加工修理業には含まれない。

業種別の環境負荷の程度および敷地利用の実態等を勘案して十乃至四十%の範囲内で五段階に区分して敷地面積に対する生産施設の面積の割合が別表第一のとおり定められているがその考え方は次のとおりである。

イ　第一種乃至第三種業種

生産工程、生産規模等からみて環境負荷が大きく周辺の生活環境に与える違和感不安感も大きい業種を対象とし、現状からの大幅な改善を目標として業種を選んでいる。

ロ　第四種業種

生産工程、生産規模等からみて環境負荷および敷地利用の実態を考慮し、かなりの改善を目標として業種を選んでいる。

ハ　第五種業種

最終加工的業種であること、生産規模が比較的中小に属していること、労働集約的であること、サービス業的であること、公害等の問題が少ないこと等の観点から業種を選んでいる。

「準則」別表第一

工場緑化の実態については、従来においても一部の企業においては実績のすぐれているものも散見されるが、一般的には「工場立地法」の制定を契機に愈々本格化することが予想されている。また、将来工場緑化を本格的に推進していくための対策として次のような助成策が講じられている。

①工場緑化費用の低利融資 ②工場緑化費用の短期償却を認める ③緑地等の環境整備のための土地について、土地保有税を適用除外とする ④工場内の機械設備を計画的に廃棄して緑地を設置する場合、機械設備の加速償却を認めるなどの措置が講じられている。

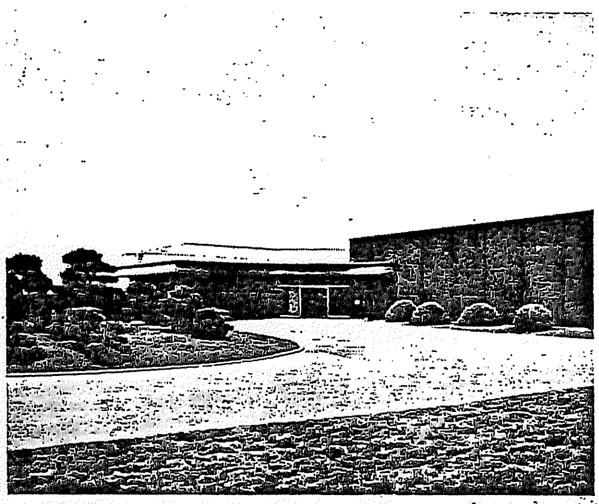

姉ケ崎火力発電所

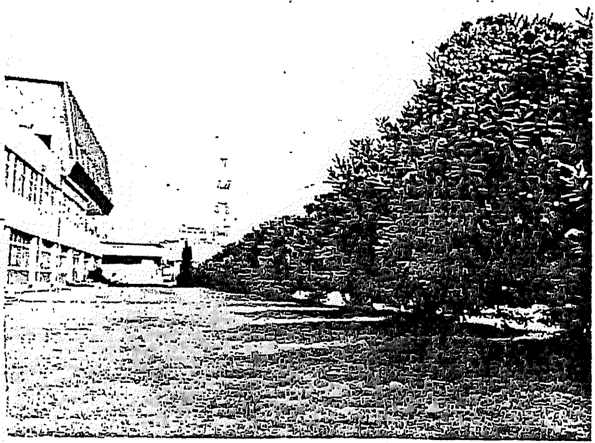

東京ガス根岸工場

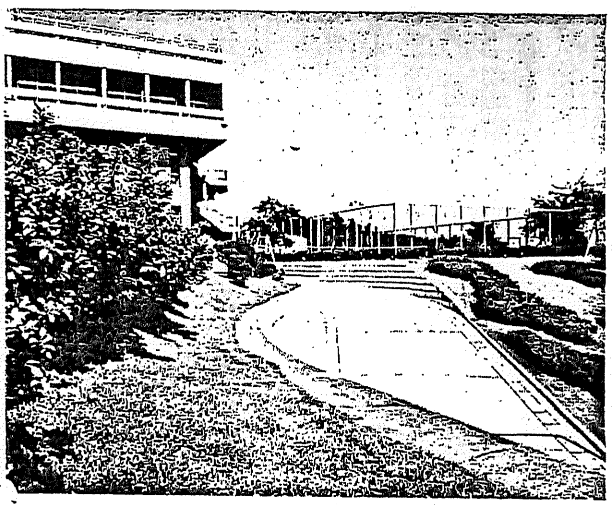

東京ガスファミリーセンター

造園技能検定

昭和四十九年

後期実施決まる

労働省職業訓練法の規定に基づく造園の技能検定実施が、昭和四十九年度後期に行われることになった。

受検申請書の受付け期間

昭和四十九年九月三〇日から

昭和四十九年十月十四日まで

受け付け場所

各都道府県技能検定協会

木鋏

地形風土の変化に富むわが国は植物の宝庫である。造園樹木もその特質を巧みに利用して極めて豊富であることは、業界にとって幸せである。しかし樹木に強い造園業者は最近少なくなったように思うのは、私ばかりだろうか。樹木には夫々その特質をあらわし、歴史的利用の過程から夫々特殊な漢名と和名がついている。私は植物名称に甚だ興味をもっている。この事について思い出すことがある。今から四〇年も昔の事であるが、東京市で公園用樹木や街路樹木の買付をやったとき、その入札仕様書に書かれている樹木名が今日のようにカタカナではなくすべて漢名であったことである。しかもそれらの樹木は今日でも通常使用されているものである。一例をあげると、公孫樹、梧桐、百合木、梣、櫰槐、篠懸木、三角楓、七葉樹、女貞、八角銀盤といったものである。当時の業者さんは決して漢学の素養や文字に詳しい知識を格別もっていたわけではないが、ちゃんとこれらナゾめいた樹木の漢名を知りつくしていたということは、立派な見識といえよう。今日の樹木を扱っている業界の人々や専門の学者先生だって、右にあげた十種類の樹木が何であるか、すぐに返事のできる人は少ないのではあるまいか。当用漢字云々という問題だけではないのである。樹木に対する関心が完全に失なわれているからである。これは樹木でメシを喰べている人の恥といってさしつかえあるまい。勉強していない証拠である。もし、古い造園や園芸関係の書物を読んでいる人なら、必ず以上のようなむづかしい漢名にぶつかる。フリガナがあればそれを覚えておけばよい。漢字だけであったなら辞典をひけばよい。そうした勉強のたりない今日の樹木関係業者を、私は少々ケイベツしたいのである。文句はこれくらいにして前記のうち三、四の普通名をかいておこう。梧桐（あおぎり）、百合木（ゆりのき）、梣（とねりこ）、櫰槐（いぬえんじゅ）、七葉樹（とちのき）、女貞（ねずみもち）、八角銀盤（やつで）。公孫樹や篠懸木、三角楓が何であるかを、もし知らなかったとしたら、その人は樹木と縁を切った方がよさそうだ。私は植物の専門家でない事を断っておく。

労働安全衛生法関係の

各種講習会受講のすゝめ

昭和四十七年十月一日、労働安全衛生法が施行され、働く人の安全と健康の確保、快適な職場づくりが法律できびしく規制されたことは御承知のとおりである。

一方、我々の従事している造園建設業界は、各官公庁の行う緑化事業の拡大強化に伴って、その工事内容に土木的な要素が多分に含まれるようになり、同時車輌系建設機械の導入その他によって、前述の労働安全衛生法とは密接不離の関係を生じている。特に我々が日常従事している次に掲げる業務については、特別教育の受講者又は技能講習の受講者でなければ就労できない。

(イ) 車輌系建設機械（ブルドーザー等）の運転

(ロ) クレーン、移動式クレーン、デリックの運転

(ハ) クレーン、移動式クレーン、デリックの玉掛

又、次の各作業は、都道府県労働基準局長の指定した教習機関の行う作業主任者講習を修了した者の直接の指揮でなければ作業を行うことができない。

(イ) 地山の堀削作業

(ロ) 土止め支保工作業

(ハ) 型わく支保工作業

(ニ) 足場の組立て作業

業務及び作業には、まだ色々あるが、我々造園建設業者にとって、差当って必要と思われるものをひろってみたもので、工事の内容によっては例えばガス溶接、電気溶接業務、伐木作業、採石掘削作業等の資格も必要になって来るのではないかと思われる。

昭和四十七年十月一日から満二年を経過した今年十月一日からは、この法律は完全実施の運びとなり、違反した事業主、就労者にはきびしい罰則が適用される。会員の従業員の皆さんには夫々特別教育、技能講習、作業主任者講習を受講され、万全の措置を講ぜられているとは思いますが、受講していない方は成る可く早い機会に受講されるようおすゝめする。尚これ等の講習会は今後も引続いて行われる筈であるので、各都道府県労働基準局、建設労働災害防止協会都道府県支部、日本クレーン協会地区支部、等に相談の上、措置を講ぜられたい。

(株)昭和造園土木
坂上種博
564 大阪府吹田市広芝町七ー三二
電話 〇六ー三八四ー八七八一

大阪造園土木(株)
木村源次郎
530 大阪市北区堂山町一〇
電話 〇六ー三六一ー〇六一九

日本土壌検定(株)
柳田友邦
東京都世田谷区豪徳寺一ー五五
電話 〇三ー四二〇ー六〇一一

本州製紙(株)
川口利朗
本社 東京都中央区銀座五ー一二ー八
電話 〇三ー五四三ー一一一一（大代表）
緑化事業部 東京都渋谷区代々木二ー四ー九
三信北星ビル
電話 〇三ー三七九ー七四〇一（代表）

綜合緑化工事・設計施工
三容興産(株)
当麻英夫
営業所 大阪市平野区平野西五丁目一ー一三
電話 〇六ー七〇二ー六六一一（代）
本社 大阪市阿倍野区松虫通一丁目九ー六